

船橋市立金杉台中学校に関する地域説明会

別冊

参 考 資 料

平成31年1月19日 午前10時から

金杉台小学校 体育館

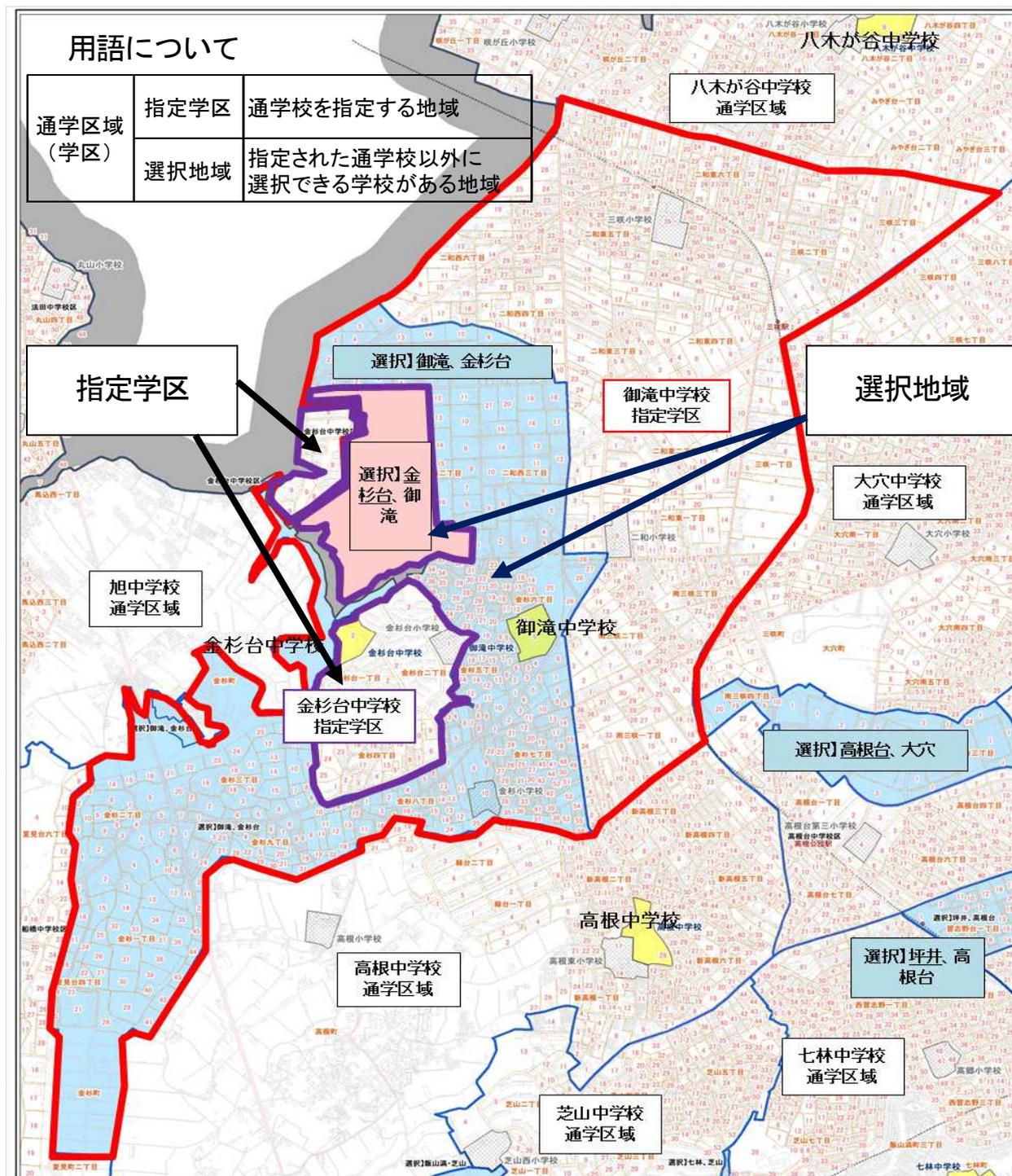
船橋市教育委員会 教育総務課・学務課ほか

目 次

1. 金杉台中学校の現状.....	2
2. 文部科学省の手引「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」について.....	4
3. 市の基本方針「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」 について.....	7
4. 小中一貫教育について.....	9
5. 通学区域に関する具体的な方策の検討について.....	10
6. 一定規模の教育環境を確保するための方策の検討について.....	13
7. 御滝中学校の推計に伴う通学指定校変更制度への影響について.....	15

1. 金杉台中学校の現状

【図1】金杉台中学校及び御滝中学校の現在の通学区域



<金杉台中学校の通学区域>
 □紫枠 …………… 金杉台中学校 指定学区
 ●桃色 …………… 【選択地域】金杉台中、御滝中

<御滝中学校の通学区域>
 □赤枠 …………… 御滝中学校 指定学区
 ●水色 …………… 【選択地域】御滝中、金杉台中

※「旭中、御滝中、金杉台中」の通学区域も含んでいます

0 260 520 780 1,040 m
 SCALE=1:7,000

桃色の地域は、二和小学校周辺の学区変更に伴い、次のように変更となりました。

平成 29 年度
 【選択地域】御滝中、金杉台中
 平成 30 年度 ↓
 【選択地域】金杉台中、御滝中

【表1】金杉台中学校の学級数及び生徒数の推移と今後の推計

年度	1年		2年		3年		合計		前年度差
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	
46	1	5	1	5	1	6	3	16	
47	1	30	1	27	1	18	3	75	59
48	1	44	1	30	1	28	3	102	27
49	2	77	1	44	1	32	4	153	51
50	2	72	2	78	1	44	5	194	41
51	3	92	2	68	2	79	7	239	45
52	2	88	2	88	2	63	6	239	0
53	3	103	2	87	2	85	7	275	36
54	2	81	3	97	2	88	7	266	-9
55	3	112	2	77	3	95	8	284	18
56	3	115	3	107	2	78	8	300	16
57	3	124	3	119	3	113	9	356	56
58	4	165	3	122	3	119	10	406	50
59	4	157	4	163	3	120	11	440	34
60	4	172	4	158	4	164	12	494	54
61	5	189	4	174	4	161	13	524	30
62	4	167	5	189	4	172	13	528	4
63	4	142	4	166	5	183	13	491	-37
1	4	144	4	141	4	164	12	449	-42
2	4	136	4	141	4	140	12	417	-32
3	4	143	4	128	4	141	12	412	-5
4	4	123	4	141	4	128	12	392	-20
5	3	103	4	121	4	132	11	356	-36
6	3	118	3	101	3	120	9	339	-17
7	3	107	3	114	3	102	9	323	-16
8	3	111	3	106	3	113	9	330	7
9	3	88	3	112	3	104	9	304	-26
10	3	86	3	88	3	112	9	286	-18
11	2	63	3	86	3	90	8	239	-47
12	2	69	2	61	3	85	7	215	-24
13	2	43	2	68	2	61	6	172	-43
14	2	47	2	44	2	70	6	161	-11
15	1	32	2	45	2	44	5	121	-40
16	2	49	1	32	2	45	5	126	5
17	1	32	2	51	1	32	4	115	-11
18	2	46	1	31	2	52	5	129	14
19	1	36	2	46	1	32	4	114	-15
20	1	30	1	35	2	45	4	110	-4
21	1	29	1	30	1	34	3	93	-17
22	1	28	1	31	1	30	3	89	-4
23	2	37	1	30	1	33	4	100	11
24	1	33	1	37	1	29	3	99	-1
25	1	25	1	36	2	39	4	100	1
26	1	23	1	25	1	36	3	84	-16
27	1	36	1	23	1	26	3	85	1
28	1	22	1	36	1	22	3	80	-5
29	1	15	1	21	1	37	3	73	-7
30	1	23	1	15	1	21	3	59	-14
31	1	21	1	23	1	15	3	59	0
32	1	15	1	21	1	23	3	59	0
33	1	23	1	15	1	21	3	59	0
34	1	19	1	23	1	15	3	57	-2
35	1	16	1	19	1	23	3	58	1
36	1	17	1	16	1	19	3	52	-6
37	1	18	1	17	1	16	3	51	-1
38	1	12	1	18	1	17	3	47	-4
39	1	14	1	12	1	18	3	44	-3
40	1	14	1	14	1	12	3	40	-4
41	1	7	1	14	1	14	3	35	-5
42	1	7	1	7	1	14	3	28	-7

(人)

- ①開校後生徒数は増加し、昭和62年度が生徒数のピーク
- ②平成21年度に生徒数が100人を切り、全学年1学級となる
- ③平成22年度から御滝中学校の通学区域の一部を金杉台中学校が選択できるように選択地域を設定

⇒①

参考金杉台中学校指定学区の現在の
中学校就学前の子供(1-12歳)の人数
(平成30年5月1日現在)

1学年 8~25人
平均人数 18人

参考金杉台中学校を選べる選択地域
から金杉台中学校への平均入学率
過去9年平均入学率 10%

⇒②

⇒③

推計値

平成30年度までは各年度5月1日時点の実数
平成31年度以降は平成30年度作成の推計値

2. 文部科学省の手引「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」について

文部科学省では、学校の果たす役割について、義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要となります。

そうした教育を十全に行うには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、法令で学校規模の標準を定め、手引を策定し、学校規模の適正化について、市町村に対し主体的な検討を促しています。

(1) 学校規模の適正化

(文部科学省の手引P.6より一部抜粋、下線追加)

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的などのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
- さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。

(学級数が少ないことによる学校運営上の課題)

(文部科学省の手引P.6～7より一部抜粋)

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

(文部科学省の手引P. 8より一部抜粋)

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

(文部科学省の手引P. 8～9より一部抜粋)

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

(文部科学省の手引P. 9より一部抜粋、下線追加)

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実 (文部科学省の手引P.33より一部抜粋、下線追加)

(1) 学校統合を選択しない場合

- 1章(3)で述べたように、市町村の中には、様々な事情から学校統合によって適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校のまま存続させることが必要であるとする地域も存在するところ。学校が置かれた状況は様々であるため、一概には言えませんが、統合を選択しない主な場合としては、下記のようないくつかのケースが考えられます。
 - ① 離島や山間部、豪雪地帯など、近隣の学校間の距離が遠すぎる、季節により交通事情が著しく異なるなど、学校統合に伴いスクールバス等を導入しても安全安心な通学ができないと判断される場合
 - ② 学校統合を行った後に、更なる少子化の進展や地域の産業構造の変化等により児童生徒数が減少するなど、安定的に通学可能な範囲で更なる学校統合を進めることが難しい場合
 - ③ 同一市町村内に一つずつしか小・中学校がなく、かつ既に当該小・中学校が併置されていたり、小中一貫教育が導入されていたりするなど、当該市町村内で統合による学校規模の適正化を進めることが不可能な場合
 - ④ 学校を当該地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設と位置付け、地域を挙げてその充実を図ることを希望する場合
- また、⑤学校間の距離が比較的近い大都市や市街化区域においても、ドーナツ化現象等により学校が小規模化することがありますが、3章の(3)で述べたような対策を講じてもお通学路の安全確保が難しい、宅地造成や再開発による大規模なマンション建設等により大幅な人口変動が繰り返されることが見込まれるなど、様々な地域事情により、当分の間、他の学校との統合を検討することが困難な場合も考えられます。
- こうした場合は、学校の存置を選択することになる可能性が高いと考えられますが、あわせて、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があります。

「小規模校の一般的なメリット」

(文部科学省の手引P.34より一部抜粋)

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を發表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

3. 市の基本方針「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針」について

市では、「標準とする学校規模」及び「学校規模の分類」を行い、学校規模及び学校配置の適正化に向け、「学校規模に応じた基本方針」を策定しています。

【表2】 標準とする学校規模と期待される効果 (市の基本方針P.7より一部抜粋)

標準とする学校規模		期待される効果の例
小学校	12～24 学級	<ul style="list-style-type: none"> 様々な状況に対処した効果的なクラス替えが可能です。 1 学年が 2 学級以上あることで、総合的な学習等における課題別指導や学年内での個に応じた指導の充実を図ることができます。 より多くの友人と学級間の交流を深めることで切磋琢磨^{せつさたくま}する機会を増やし、人間関係を広げたり修復したりする力や社会性を育むことができます。
中学校		<ul style="list-style-type: none"> 様々な状況に対処した効果的なクラス替えが可能です。 1 学年が 4 学級以上あることで、学年内での課題別指導や個に応じた指導の充実を図ることができます。 教員数がある程度確保されることで、より多くの部活動を設置することができ、生徒一人一人の個性に応じた活動が選択できます。 教科担任制であるため、原則的に各教科において複数名の教科担当者が配置できるなど、組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなります。 より多くの友人と学級間の交流を深めることで切磋琢磨^{せつさたくま}する機会を増やし、人間関係を広げたり修復したりする力や社会性を育むことができます。

※特別支援学級は、学級編制基準が異なるため、学校規模における学級数には含みません。以下同じ。

【表3】 学校規模の分類 (市の基本方針P.8より一部抜粋)

過小規模校	小学校	5 学級以下	全学年に学級を作ることができないため、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校
	中学校	2 学級以下	
小規模校	小学校	6～11 学級	各学年の学級数が少なく、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
	中学校	3～11 学級	
標準規模校	小・中学校	12～24 学級	教育課程の編成・実施に際し、標準と考えられる規模の学校
大規模校	小・中学校	25～30 学級	各学年の学級数がやや多く、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
過大規模校	小・中学校	31 学級以上	各学年の学級数が多く、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校

【表4】 学校規模に応じた基本方針

(市の基本方針P.14より一部抜粋)

学校規模	基本方針
過小規模校 小学校(5学級以下) 中学校(2学級以下)	○ 児童生徒数推計において、過小規模の状況が継続すると見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、具体的な対応策を講じます。
小規模校 小学校(6～11学級) 中学校(3～11学級)	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過小規模となることが継続的に見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合には、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
大規模校 小・中学校(25～30学級)	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過大規模となることが継続的に見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
過大規模校 小・中学校(31学級以上)	○ 児童生徒数推計において、過大規模の状況が継続し、又は更に拡大し、かつ、教育環境が著しく損なわれることが見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、可能な対応策を講じます。

平成30年度現在、小学校54校、中学校27校のうち、過小規模校はありません。小規模校は、小学校6校、中学校10校ありますが、このうち、「過小規模となることが継続的に見込まれる学校」は現在ありません。小規模校のうち、「単学級が継続的に発生することが予想される学校」は、【表4】のとおり小学校3校、中学校3校です。

【表5】 単学級の継続が予想される学校及び学級数(平成30年度児童生徒数推計)

	学校名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
小学校	高根小	6	6	6	6	6	6	7
	咲が丘小	6	6	6	6	6	6	6
	豊富小	8	7	6	6	6	6	6
中学校	金杉台中	3	3	3	3	3	3	3
	豊富中	4	4	4	4	4	3	3
	小室中	3	3	3	3	3	3	4

※普通学級の学級数。H30は5月1日現在の実学級数。H31以降は推計値。

4. 小中一貫教育について

(1)船橋市におけるこれまでの研究の経過

平成 17 年度に小中連携プロジェクトがスタートし、若松小・中学校、豊富小・中学校、小室小・中学校の一小一中の小・中学校で研究が始まりました。

その後、金杉台小・中学校、飯山満南小・飯山満中学校も研究対象校となり、金杉台小・中学校では、平成 20 年度から 24 年度の 5 年間に於いて、小中連携教育の研究を行いました。

平成 24 年度に、小中連携教育・一貫教育推進委員会により、研究報告書がまとめられました。

研究報告では、船橋市においては、小中一貫教育校(いわゆる現在の「義務教育学校」に近い)ではなく、現在の学校のまま小中の「連携教育」又は「一貫教育」を進めていくと結論付けています。一小一中の地域では小中一貫教育を、金杉台小・中学校のような通学区域が複雑な地域では、小中連携教育を進めるものです。

(2)金杉台小・中学校における「小中一貫教育」、「小中一貫教育校」について

一小一中の通学区域ではない金杉台小・中学校では、「小中一貫教育」及び「小中一貫教育校」(≒義務教育学校)は困難です。

仮に、それぞれの学校に校長がいるような、小・中学校の施設を一体化することができないか、検証しましたが、現在の金杉台小学校の校舎に金杉台中学校の機能を移しきれず、十分な教育環境を確保できないため施設面でも困難です。

(2) 金杉台中学校の通学区域変更案②

②金杉台中学校からの距離を考慮し、御滝中学校との選択地域の一部と旭中学校の通学区域の一部を、金杉台中学校の指定学区にする変更案

- ・馬込町の一部を旭中学校の通学区域から金杉台中学校の指定学区に変更
- ・金杉5丁目一部、金杉8丁目一部、二和西2丁目一部、以西を選択地域(御滝中・金杉台中)から金杉台中学校の指定学区に変更
- ・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

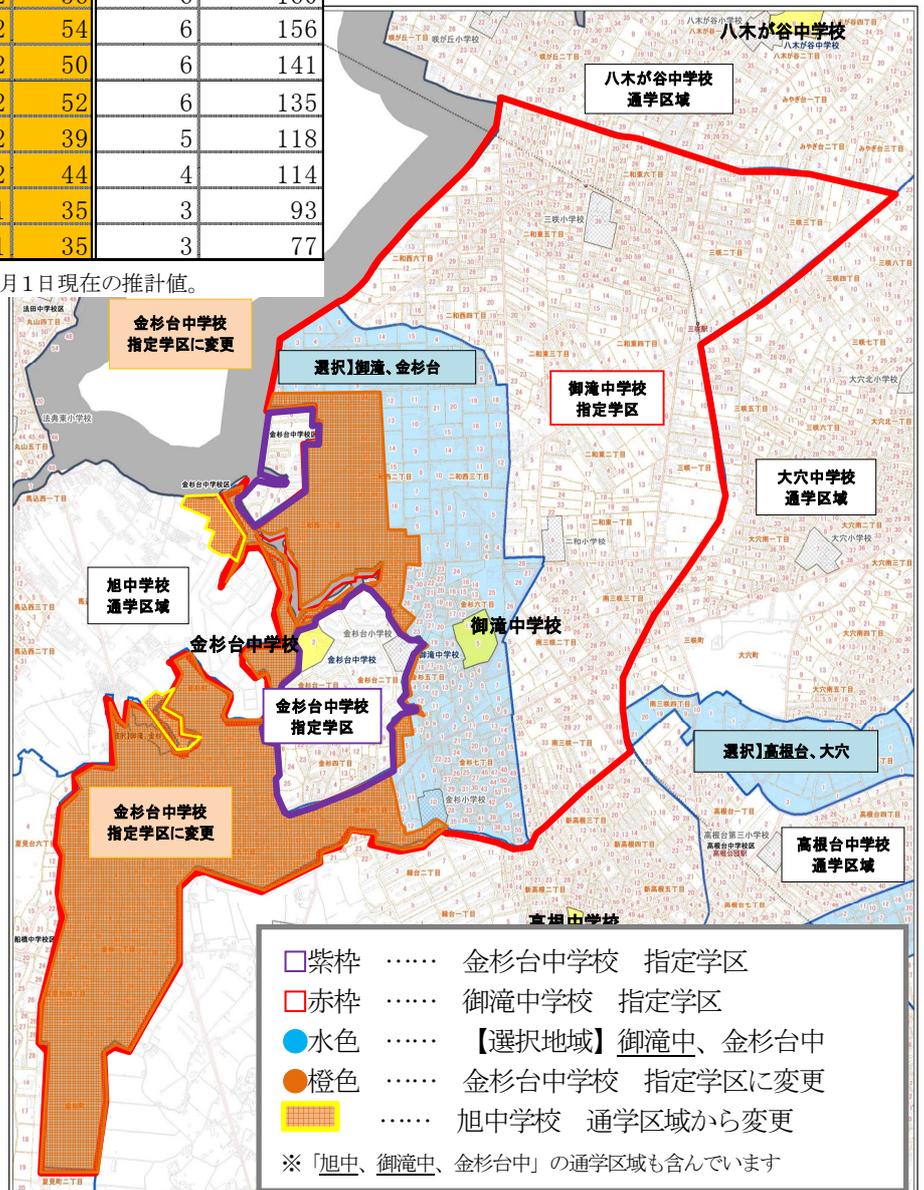
※この通学区域変更案は、あくまで試算であり、町会・自治会等のつながりは考慮していません。

【表8】通学区域変更案②による金杉台中学校の推計

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	2	40	1	21	1	23	4	84
	33	2	56	2	40	1	21	5	117
	34	2	54	2	56	2	40	6	150
	35	2	50	2	54	2	56	6	160
	36	2	52	2	50	2	54	6	156
	37	2	39	2	52	2	50	6	141
	38	2	44	2	39	2	52	6	135
	39	1	35	2	44	2	39	5	118
	40	1	35	1	35	2	44	4	114
	41	1	23	1	35	1	35	3	93
42	1	19	1	23	1	35	3	77	

⇒一時的に全校6学級となりますが、将来的に全校3学級となります。

【図3】通学区域変更案②



平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

【課題】旭中学校の通学区域のうち、金杉台中学校に近い地域に限られ、生徒数の増加が限定的です。

(3) 金杉台中学校の通学区域変更案③

③御滝中学校の通学区域全体を御滝中・金杉台中の選択地域にする変更案

- ・御滝中学校の通学区域全体を、選択地域(御滝中・金杉台中)に変更
- ・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

【表9】通学区域変更案③による金杉台中学校の推計

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	2	37	1	21	1	23	4	81
	33	2	42	1	37	1	21	4	100
	34	2	39	2	42	1	37	5	118
	35	1	35	2	39	2	42	5	116
	36	1	35	1	35	2	39	4	109
	37	2	36	1	35	1	35	4	106
	38	1	30	1	36	1	35	3	101
	39	1	30	1	30	1	36	3	96
	40	1	28	1	30	1	30	3	88
	41	1	21	1	28	1	30	3	79
42	1	21	1	21	1	28	3	70	

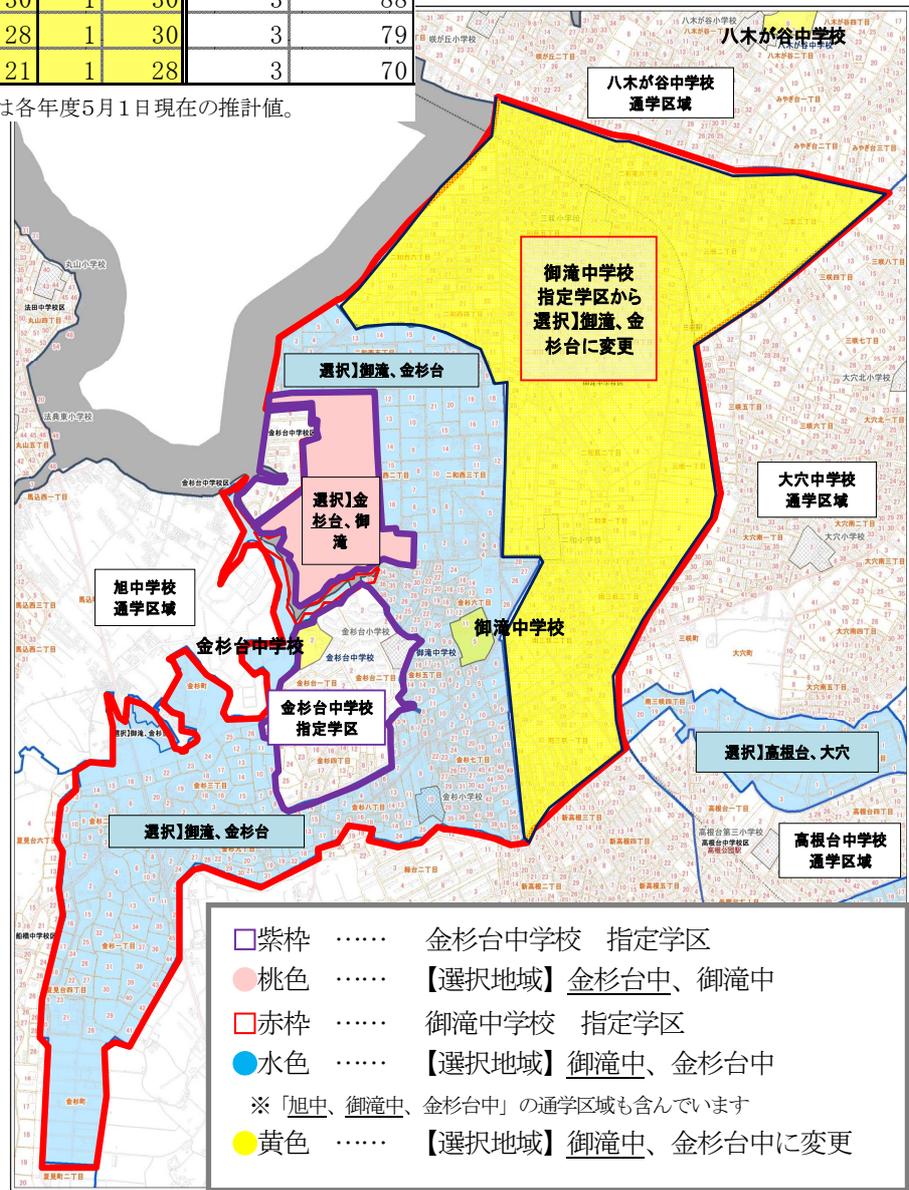
⇒一部の学年でクラス替えができない状況が続き、将来的に全校3学級となります。

【図4】通学区域変更案③

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

【課題1】御滝中学校と金杉台中学校の選択地域では、これまで約10%が金杉台中学校を選択していることから、御滝中学校の指定学区を選択地域にする場合の金杉台中学校選択率を10%と仮定しています。金杉台中学校から距離が遠い地域の選択率はほぼ0%となっている実情を考えると、推計より下回る可能性があります。

【課題2】選択地域の拡大によって、仮に一方の学校へ入学者が偏るなど、急激な学級数の増減に対し、安定的な教育環境の提供(施設環境・教職員数)に支障をきたすおそれがあります。



(4) 金杉台中学校の通学区域変更案④

④金杉台小学校の指定学区全体を金杉台中学校の指定学区にする変更案

・金杉5丁目、金杉6丁目一部、金杉7丁目一部、二和西1丁目、二和西2丁目一部を選択地域(御滝中学校・金杉台中学校)から金杉台中学校の指定学区に変更・平成32年4月の1年生から通学区域の変更を実施するものとして推計

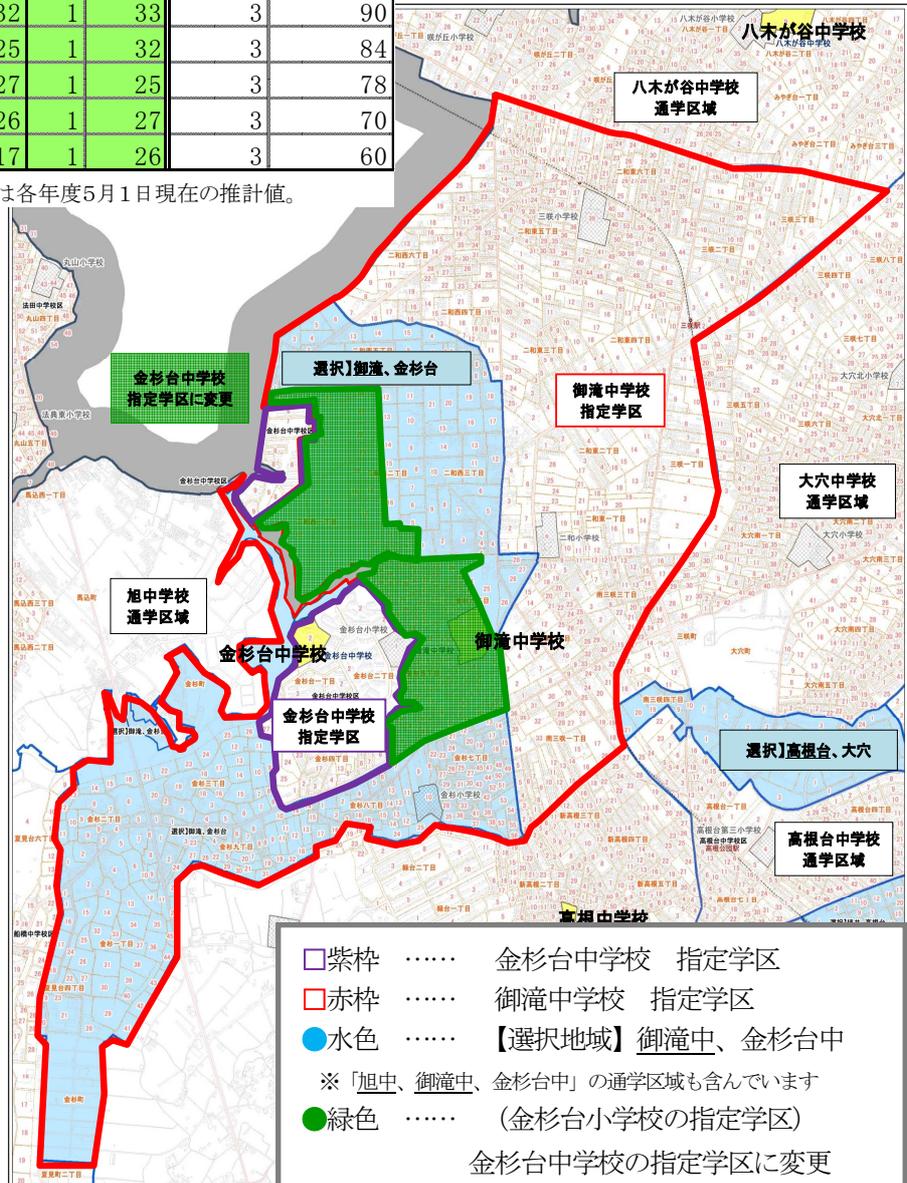
※この通学区域変更案は、あくまで試算であり、町会・自治会等のつながりは考慮していません。

【表10】通学区域変更案④による金杉台中学校の推計

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	1	30	1	21	1	23	3	74
	33	2	42	1	30	1	21	4	93
	34	2	44	2	42	1	30	5	116
	35	1	29	2	44	2	42	5	115
	36	1	33	1	29	2	44	4	106
	37	1	32	1	33	1	29	3	94
	38	1	25	1	32	1	33	3	90
	39	1	27	1	25	1	32	3	84
	40	1	26	1	27	1	25	3	78
	41	1	17	1	26	1	27	3	70
	42	1	17	1	17	1	26	3	60

⇒一部の学年でクラス替えができない状況が続き、将来的に全校3学級となります。

【図5】通学区域変更案④



平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

【課題1】金杉台中学校の開校時から選択地域を設定している地域を、金杉台中学校の指定学区にするため、御滝中学校に近い地域の生徒に通学距離が増す負担を強いることになります。

【課題2】平成30年度から二和小学校周辺の通学区域変更の対象となった地域を含むので、経過措置としての配慮が必要になります。

6. 一定規模の教育環境を確保するための方策の検討について

学校規模の適正化を考える上で、特に標準を大きく下回る場合においては、学校統合等により適正規模に近づけることが可能かどうか検討することが必要となります(国の手引より)。

このことから、学校統合により、一定規模の教育環境を確保することが可能となるのか、周辺校の状況(通学距離、地理的要因、小・中学校のつながりの状況)をもとに、統合の可能性について整理しました。

御滝中学校との統合は、旭中学校、高根中学校との統合に比べると地理的な課題は少ないと考えられます。

仮に金杉台中学校が御滝中学校と統合を行った場合、今後12年の推計上、御滝中学校は最大28学級と見込まれます。

【表11】金杉台中学校と御滝中学校の推計を合算した推計

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	1	15	1	21	1	23	3	59
	33	1	23	1	15	1	21	3	59
	34	1	19	1	23	1	15	3	57
	35	1	16	1	19	1	23	3	58
	36	1	17	1	16	1	19	3	52
	37	1	18	1	17	1	16	3	51
	38	1	12	1	18	1	17	3	47
	39	1	14	1	12	1	18	3	44
	40	1	14	1	14	1	12	3	40
	41	1	7	1	14	1	14	3	35
	42	1	7	1	7	1	14	3	28
校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
御滝中	30	7	271	7	249	7	261	② 21	⑨ 781
	31	9	309	8	273	7	250	24	832
	32	9	304	9	311	8	274	26	889
	33	9	301	9	306	9	312	27	919
	34	10	317	8	303	9	307	27	927
	35	9	307	9	319	8	304	26	930
	36	9	287	9	309	9	320	27	916
	37	8	277	8	289	9	310	25	876
	38	8	270	8	279	8	290	24	839
	39	8	246	8	272	8	280	24	798
	40	7	220	7	247	8	273	22	740
	41	6	197	6	221	7	248	19	666
	42	6	208	6	198	6	222	18	628

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

○数字は特別支援学級の学級数、生徒数。

推計(平成30年5月1日作成)

校名	年度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
御滝中 + 金杉台中	30	9	294	7	264	8	282	② 24	⑨ 840
	31	10	330	8	296	7	265	25	891
	32	10	319	9	332	8	297	27	948
	33	10	324	9	321	9	333	28	978
	34	10	336	9	326	9	322	28	984
	35	10	323	9	338	9	327	28	988
	36	9	304	9	325	9	339	27	968
	37	9	295	9	306	9	326	27	927
	38	9	282	8	297	9	307	26	886
	39	8	260	8	284	8	298	24	842
	40	7	234	7	261	8	285	22	780
	41	6	204	7	235	7	262	20	701
	42	7	215	6	205	7	236	20	656

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

○数字は特別支援学級の学級数、生徒数。

7. 御滝中学校の推計に伴う通学指定校変更制度への影響について

(1) 概要

- 平成 32 年度以降、御滝中学校は普通教室数に余裕がない学校となる可能性があることから、部活動や通学距離を理由とした通学指定校変更が認められなくなる場合があります。
- 通学指定校変更制度の概要については、次ページをご覧ください。
- 部活動や通学距離を理由とした通学指定校変更が認められなくなる場合、金杉台中学校から御滝中学校への通学指定校変更者数の傾向から、平成 32 年度以降、金杉台中学校の生徒数は増加すると見込まれますが、学級数が増加するほどの影響はないと考えられます。

【表 1 2】平成 32 年度から部活動による通学指定校変更なしの場合の金杉台中学校と御滝中学校の推計

推計(平成30年5月1日作成)

校名	年 度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
金杉台中	30	1	23	1	15	1	21	3	59
	31	1	21	1	23	1	15	3	59
	32	1	19	1	21	1	23	3	63
	33	1	29	1	19	1	21	3	69
	34	1	25	1	29	1	19	3	73
	35	1	20	1	25	1	29	3	74
	36	1	22	1	20	1	25	3	67
	37	1	24	1	22	1	20	3	66
	38	1	15	1	24	1	22	3	61
	39	1	17	1	15	1	24	3	56
	40	1	18	1	17	1	15	3	50
	41	1	9	1	18	1	17	3	44
	42	1	10	1	9	1	18	3	37

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

推計(平成30年5月1日作成)

校名	年 度	1年		2年		3年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
御滝中	30	7	271	7	249	7	261	② 21	⑨ 781
	31	9	309	8	273	7	250	24	832
	32	9	300	9	311	8	274	26	885
	33	9	295	8	302	9	312	26	909
	34	9	311	8	297	8	303	25	911
	35	9	303	9	313	8	298	26	914
	36	9	282	9	305	9	314	27	901
	37	8	271	8	284	9	306	25	861
	38	8	267	8	273	8	285	24	825
	39	7	243	8	269	8	274	23	786
	40	7	216	7	244	8	270	22	730
	41	6	195	6	217	7	245	19	657
	42	6	205	6	196	6	218	18	619

平成30年度は5月1日現在の実数。他は各年度5月1日現在の推計値。

○数字は特別支援学級の学級数、生徒数。

(2) 通学指定校変更制度について

通学指定校変更基準

通学（入学）する学校は、あらかじめ定められている通学区域に基づいて指定していますので、通学する学校を自由に選択することはできません。しかし、次のような特別な理由があると認められる場合には、通学する学校を変更することができます。

- (1) 転居予定先の学校にあらかじめ入学、転入学を希望するとき
- (2) 留守世帯であるとき（両親共働きのため祖父母宅に預ける場合など。小学校に限ります。）
- (3) 児童生徒に身体的な理由があるとき
- (4) 兄・姉が在学している学校を希望するとき
- (5) 通学区域に基づく通学指定校に比べて住居から明らかに近い学校を希望するとき
- (6) 通学指定校に希望する部活動がないとき（中学校に限ります。）
 - ・「徒歩で通学できること」、「部活動を続ける強い意志があり、希望校の部活動の受け入れが可能であること」などの条件があります。
 - ・「部活動が強い」などの理由により、自由に学校を選択できるものではありません。
- (7) 過大規模校から隣接する保有普通教室数に余裕のある学校を希望するとき
 （平成 30 年度過大規模校は、若松小学校・葛飾小学校・法典小学校・塚田小学校・中野木小学校・坪井小学校・船橋中学校の 7 校です。）

※ 上記(5)、(6)の理由による通学指定校の変更は、希望校の普通教室数に余裕がない場合は認められません。
 また「普通教室数に余裕があるかないか」「過大規模校」については、毎年、児童生徒数の推計に基づいて見直しを行います。

◇平成 30 年度 入学・転入学時の通学指定校変更にかかる普通教室数に余裕がない学校

船橋小学校	宮本小学校	若松小学校	市場小学校
海神小学校	西海神小学校	葛飾小学校	八栄小学校
二和小学校	法典小学校	法典東小学校	塚田小学校
行田東小学校	前原小学校	中野木小学校	二宮小学校
高根台第三小学校	坪井小学校		
船橋中学校	湊中学校	宮本中学校	若松中学校
海神中学校	葛飾中学校	行田中学校	旭中学校
前原中学校	二宮中学校	坪井中学校	

◇平成 30 年度 過大規模校と変更ができる学校

（ 過大規模校 ）		（ 変更できる学校 ）
若松小学校	→	湊町小学校
葛飾小学校	→	海神南小学校・小栗原小学校・行田西小学校
法典小学校	→	夏見台小学校・丸山小学校・法典西小学校
塚田小学校	→	夏見台小学校・法典西小学校・行田西小学校
中野木小学校	→	峰台小学校・飯山満小学校・飯山満南小学校
坪井小学校	→	高根台第二小学校・習志野台第一小学校 習志野台第二小学校・古和釜小学校
船橋中学校	→	御滝中学校・高根中学校・飯山満中学校